

国際調査機関 I L	イスラエル特許庁	附属書 D I L
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	GE, I L, US	
国際調査機関に支払う手数料：		
調査手数料（PCT規則16） ¹	スイス・フラン（CHF）	1,020
	ユーロ（EUR）	1,085
	新イスラエル・シェケル（ILS）	4,101
	米国・ドル（USD）	1,118
追加の調査手数料（PCT規則40.2） ²	ILS 4,101	
国際調査報告に列記された文献の写し のための手数料（PCT規則44.3） 写しの入手方法	1文献につき ILS 50 当該国際調査機関は請求された場合に限り、国際調査報告に列記された各非特許文献（NPL）書類の写し1通を無料で出願人及び指定（選択）官庁に提供する。複数通の写しの場合、各官庁には無料で、出願人には下記の手数料の支払を条件として提供する。 書類の写しの請求は、ILPOのセキュリティ付PCTウェブサイト https://pctonline-sc.justice.gov.il/ 又は電子メール PCToffice@justice.gov.ilに行うことができる。	
国際出願の一件書類中の文献の写し のための手数料（PCT規則94.1の3）	1文献につき ILS 50	
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	なし	
遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)）	ILS 527	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1)、(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 当該調査機関が先の調査から有益な情報を得る場合：有益性の程度に応じて50%払戻し	
国際調査のために受理する言語	英語	

[次頁に続く]

1 この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う。
2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

I L	イスラエル特許庁 (続き)	I L
国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認める。出願人は先の調査報告書で提起された拒絶理由を克服するために非公式コメントを提出することができる。このコメントは国際出願に添付して受理官庁に送付すべきであり、その後、この国際調査機関に送付される。	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	CD-R, CD-ROM, DVD, DVD-R	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、イスラエルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している ³	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している ³	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時	

³ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。